

# 法 改 正 セ ミ ナ ー

労働・社会保険法令の改正を一度にもしなくチェック！

主催：(一社)三田労働基準協会 渋谷労働基準協会[幹事]

(一社)品川労働基準協会 (一社)大田労働基準協会

日時	平成 25 年 8 月 29 日(木)13:30~16:30 開場・受付開始 13:00~
場所	渋谷区立商工会館 2 階大研修室(裏面地図参照)
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 65 歳まで雇用確保措置を講じていないと、どんな行政指導をうけることになるの？</li> <li>◆ 60 歳定年時に希望に反して再雇用されなかった人は「特別理由離職者」になるの？</li> <li>◆ 労災保険の業種区分は変更されるの？</li> <li>◆ 精神障害者についても雇用義務が課せられるの？</li> <li>◆ 新しく創設された助成金や変更された助成金は？</li> <li>◆ 平成 25 年度の労働社会保険料(率)や年金額は？</li> <li>◆ 労災保険と健康保険の給付の調整はどうなるの？</li> <li>◆ 厚生年金基金制度は廃止されるの？</li> <li>◆ 国年 3 号被保険者の不整合記録問題の行方は？</li> </ul>
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料	会員 3,000 円 会員以外 5,000 円 (テキスト代 消費税込み)
定員	100 名
申込方法 申込先	<p>② 受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax (03-3451-7692) して下さい。</p> <p>② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 8 月 22 日まで 2 週間ない場合は 8 月 22 日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店      ・ 口座番号：普通預金 0397963</li> <li>・ 口座名義：一般社団法人 三田労働基準協会      ・ 名義人住所：港区芝4-4-5</li> </ul> <p>振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0829マルマルカイシャ 等)</p> </div> <p>③ 受講の取消：8月22日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。</p> <p>④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。</p>
その他	<p>お問い合わせは (一社)三田労働基準協会</p> <p>電話 03-3451-0901 Fax 03-3451-7692</p> <p>URL <a href="http://www.mita-roukikyo.or.jp">http://www.mita-roukikyo.or.jp</a></p> <p>* この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。</p>